

独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院面会規程

(目的)

第1条 この規程は、患者の療養環境の維持と患者・家族等との関係性の尊重を図りつつ、安全で円滑な医療提供体制を確保することを目的として、当院における面会の取扱いについて定めるものである。

(基本方針)

第2条 当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、患者の療養に資するものとして面会を原則可能とし、正当な理由なく制限しないものとする。
なお、感染対策その他医療上必要な場合に限り、必要最小限の制限を行う。

(面会時間)

第3条

- 1 面会時間は原則として14時から16時30分までとするが、病棟毎の取り決めに従うこと。
- 2 診療、看護ケア等の事情により調整を要する場合がある。

(面会者)

第4条 面会者の年齢制限は原則なしとする。

(面会制限)

第5条

- 1 次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。
 - (1) 面会者に発熱、咳、下痢等の症状がある場合
 - (2) 面会者が感染症に罹患している場合
 - (3) 同居家族が感染症に罹患していることが判明した場合
 - (4) 感染流行期の場合（15歳以下は不可）
 - (5) その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合
- 2 面会人数は、大人数にならない程度とする。多床室で部屋に入らない場合は、人数制限する場合がある。

(面会場所)

第6条 面会場所は原則として次の場所とする。

- (1) 面会室、デイルーム、待合スペース
- (2) 病室内

(面会手順)

第7条 面会は次の手順にて行うものとする。

- (1) 面会者は、面会簿及び問診票／許可証の記載を行い、許可証の交付を受ける。
- (2) 病棟スタッフは、面会者の体調等を確認し、面会の可否を判断する。
- (3) 面会可能な場合は、面会場所を案内する。

(面会時の感染対策)

第8条 面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること

- (2) マスクを着用すること
- (3) 体温測定を行うこと

(面会中の禁止事項)

第9条 面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (3) 無断での病室移動や他患者の病室の立ち入り
- (4) 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音およびSNS等への投稿
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) 病院職員の指示に従わない行為

(面会の特例)

第10条 次の場合には時間外面会を認める。

- (1) 病状説明
- (2) 主治医または病院が必要と判断した場合

(周知)

第11条 この規程の内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者及び家族へ周知する。

(感染症流行時等の対応)

第12条

- 1 院内または地域において感染症の流行が認められた場合等は、患者の安全確保及び感染防止の観点から、面会制限の措置を検討することとする。
- 2 これらの措置は、解除に関する事項も含め、院内感染対策委員会により決定する。

(規程の制定および見直し)

第13条 この規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

(付則)

この規程は2026年6月1日から施行する。